

2014年1月17日

公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)

第29回2013年 ACAP 消費者問題に関する「わたしの提言」、受賞作決まる
 神奈川県佐藤喜次さんに、内閣府特命担当大臣賞を授与

公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)が募集・表彰する、ACAP消費者問題に関する「わたしの提言」の受賞作がこのほど決定し、1月17日(金)、大阪で開催されたACAP新春講演会の席上で、入賞作品を発表いたしました。

ACAPは、1985年から毎年、消費者問題に関する啓発活動の一環として、「わたしの提言」を募集しています。29回目となる今回は、

- ①わたしが直面した消費者問題と解決策
- ②消費者に対して企業が担うべき役割～消費者からの信頼を得るために～
- ③わたしが考える消費者教育
- ④学ぶことからはじめよう ～自立した消費者に向けて～(消費者庁が設定した平成25年度消費者月間テーマ)
- ⑤消費者問題に関する自由課題(テーマ自由)

上記の5つのテーマで募集し、全国から74作品の応募がありました。

厳正なる審査の結果、内閣府特命担当大臣賞が選出され、神奈川県在住の佐藤喜次さんに授与されました。佐藤さんは、『消費者教育推進に向けた企業のなすべきことは』と題し、消費者教育の推進に向けて企業もその重要な担い手として積極的に活動すべきとし、企業がなすべき取り組みを具体的に、また新しい視点で提言されました。特に「企業において“消費者教育推進室”などの消費者教育を推進する組織を設置すべき」という内容は、斬新で目を見張るものがあると、高い評価を得ました。

また、ACAP理事長賞は、千葉県在住の加藤絵美さんを代表とするグループに授与されました。『消費者教育の担い手としての「消費者教育主事」創設に関する提案～文部科学省の社会教育主事制度にならう～』と題した提言で、社会教育主事をモデルとして消費者教育主事を創設し、「消費生活センターに配置することで、消費生活センターを基点とした消費者教育をより推進できる」と提言しています。

その他、入選には下記の3作品が選出されました。



1. 応募状況

(1)応募総数	74 作品(学生 39.2%、一般 60.8%)
(2)応募者の性別	男性 58.1%、女性 39.2%、グループ 2.7%
(3)応募者の年代	10代 5.4% / 20代 32.4% / 30代 13.5% / 40代 17.6% / 50代 14.9% / 60代 6.8% / 70代 5.4% / 80代 2.7% / 不明 1.4%

(4)応募テーマ（%は応募作品中の比率）		
①わたしが直面した消費者問題と解決策	9.5%	
②消費者に対して企業が担うべき役割 ～消費者からの信頼を得るために～	25.7%	
③わたしが考える消費者教育	27.0%	
④学ぶことからはじめよう ～自立した消費者に向けて～ （消費者庁が設定した平成25年度消費者月間テーマ）	9.5%	
⑤消費者問題に関する自由課題（テーマ自由）	28.4%	

2. 審査状況

(1)第一次、第二次審査（2013年11月8日実施）応募74作品より10作品を選出

(2)本審査（2013年11月29日実施）第一次、第二次を通過した10作品から各賞を選定

＜審査委員長＞	日本消費者教育学会会長	西村 隆男 氏
＜審査委員＞	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長	吉川 萬里子氏
	一般社団法人共同通信社編集局文化部部長	杉本 新 氏
	消費者庁審議官	川口 康裕 氏
	公益社団法人消費者関連専門家会議理事長	佐分 正弘

3. 審査結果

賞	題名	氏名	所属等
内閣府 特命担当 大臣賞	消費者教育推進に向けて企業がなすべきことは	さとう よしつぐ 佐藤 喜次	明治安田生命保険相互会社 (神奈川県相模原市在住)
ACAP 理事長賞	消費者教育の担い手としての「消費者教育主事」 創設に関する提案 ～文部科学省の社会教育主事制度にならう～	かとう えみ 加藤 絵美 (グループ執筆者代表)	日本女子大学非常勤講師 (千葉県浦安市在住)
入選	未成年者のオンライントラブル防止に向けた 消費者教育への提言	くすい ゆうこ 楠井 祐子	大阪ガス株式会社 (大阪府大阪市在住)
入選	「消費生活検定」の導入と制度化 ～消費者教育の普及と浸透をめざして～	こばやし あきら 小林 彰	エステー株式会社 (東京都府中市在住)
入選	消費者教育資格 「CEST(Consumer Education Specialist Teacher)」の提案	すぎむら ちさと 杉村 千聖	大阪教育大学教育養成課程 家政教育専攻4回生 (奈良県五條市在住)

■入賞作品の要旨は、添付資料をご参照ください。

■全文は、ACAP ホームページ(<http://www.acap.or.jp>)に掲載いたします(1月17日掲載予定)。

4. 今年度の本審査委員会の講評

＜全体＞

■最高賞である内閣府特命担当大臣賞が、昨年に引き続き選出されました。

■消費者教育推進法の施行を背景に、消費者教育の推進についての提言が全体の四分の一を超え、数多く寄せられました。入賞作品はすべて消費者教育をテーマにしたものです。消費者教育の推進に向けた企業や学校の役割、また、その担い手に対する専門性向上に向けた取り組みなど、それぞれの作品が独創性や具体性などに優れた提言として、例年以上に高い評価を受けました。

<内閣府特命担当大臣賞>

内閣府特命担当大臣賞を受賞された佐藤さんは、生命保険会社に勤務されています。佐藤さんの提言は、消費者教育の推進に向けて企業もその重要な担い手として積極的に活動すべきとして、企業がなすべき取り組みを具体的に、また新しい視点で提言されました。特に企業において「消費者教育推進室などの消費者教育を推進するエンジンとなる組織を設置すべき」、「消費者教育もトップダウンで行えばできる」という提言は、力強く、斬新で目を見張るものがありました。「企業が消費者教育に力を入れることは、消費者だけではなく、企業にもプラスになる」と新しい視点で述べられており、『消費者教育推進に取り組む企業の動機付けにもなる』との審査員からのコメントもあり、ぜひ実現を期待したい内容です。

< ACAP理事長賞 >

ACAP理事長賞はグループで応募された作品です。執筆者代表の加藤さんは日本女子大学非常勤講師です。文部科学省の「社会教育主事」の制度にならい、「消費者教育主事」制度を創設して消費者教育の担い手にするという内容です。「消費者教育主事を消費生活センターに配置することで、消費生活センターを基点とした消費者教育をより推進できる」と提言しています。この制度の法的根拠を消費者教育推進法に置くということも述べられています。

< 入選3作品 >

■楠井さんは、小学校3年生の子を持つ親として、多発している未成年者のオンラインゲームのトラブル防止に向けた消費者教育をテーマにされています。未成年の子どもを持つ保護者へのアンケート調査やゲーム事業者の注意喚起状況の調査をされ、トラブル防止に向けて家庭・事業者がそれぞれ取り組むべきことが具体的に提言されている、と評価されました。

■小林さんは、消費者教育の普及と浸透を図るための教育体系として「消費生活検定」の導入と制度化を提言されています。現行の消費生活に関する3資格をマイスターと位置付け、それに至る体系として4級から1級までを設定して検定を行うものです。消費者教育のイメージマップで示した消費者教育の重点領域について年齢に応じて段階的に知識習得を図ることを目指すもので、イメージマップを活用し、具体的でわかりやすい、と評価されました。

■杉村さんは大阪教育大学の学生です。消費者教育に関する教員資格として「CEST (Consumer Education Specialist Teacher)」を設置することを提言されています。この制度が実現した場合、消費者教育をより専門的に実施でき、また消費者教育のノウハウを教員にも伝えられ、人材の育成にもつながり、学校における消費者教育がさらに推進することが大きく期待できる、と評価されました。

<内閣府特命担当大臣賞の要約>

「消費者教育推進に向けて企業がなすべきことは」

佐藤 喜次

現状における企業の消費者教育への取り組みは、パンフレット等の作成や希望者への配付など、やや消極的な対応に留まっているように感じている。また、従業員に対する消費者教育も具体的な対応が進んでいるとは言い難い面があり、ついては以下の各事項について提言を行う。

1. 企業内の消費者教育推進の起動力たる「消費者教育推進室(仮称)」の設置
2. 消費者教育推進室(仮称)の役割
 - (1)社内勉強会や各種検定受験者への側面支援など従業員の消費者教育推進
 - (2)消費者目線で実施する、消費者啓発を目的とする対外的取り組みの推進
3. 「出前講座」等の講師や「消費生活展」等の開催への協力など、企業と地元消費者行政との円滑な連携体制の構築
4. 事業者団体が、消費者教育の推進をコア業務としてとらえ、業界内の個別事業者の消費者教育推進を交通整理
5. 「職場体験学習」や「インターンシップ」に連動させるなど、学校教育に連動させた、企業による消費者教育の推進体制の構築

上記を通じ、消費者教育における企業の役割は明確になり、また、職場を離れれば従業員は消費者であり、賢い消費者を企業の努力により育てることができれば、消費者市民社会の構築に近づくものであると考えられる。

●本件に関するお問い合わせ先

公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)

事務局長代理 茨木 彰彦 TEL: 03-3353-4999 E-MAIL: acap@acap.jp

以上

◆公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)

企業や団体のお客様相談部門の責任者・担当者で構成する組織として、1980年(昭和55年)の設立以来、企業の消費者志向経営の推進、消費者対応力の向上、消費者、行政、企業相互の信頼の構築に向けて、各種研修、調査、消費者啓発活動、交流活動等を行っています。

英文表記の the Association of Consumer Affairs Professionals の頭文字をとり、ACAP(エイキャップ)の名前で親しまれています。

会員数	正会員数 761 名(588 社)。全会員数 860 名 (2013 年 12 月 18 日現在)
理事長	佐分 正弘 (さぶり まさひろ) トヨタ自動車株式会社
特別顧問	高 巖 (たか いわお) 麗澤大学教授 経済学部長
所在地等	【事務局】 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5F TEL 03-3353-4999 FAX 03-3353-5049 http://www.acap.or.jp 【大阪事務所】 〒540-0028 大阪市中央区常盤町 2-1-8 MIRO 谷町 7F TEL 06-6943-4999 FAX 06-6943-4900